

神奈川県立がんセンター特定事業

落札者決定基準

平成21年4月

神奈川県病院事業庁

神奈川県立がんセンター特定事業落札者決定基準

目次

I	基本的な考え方.....	1
II	審査方式（事業者選定方法）	1
III	審査の枠組み.....	1
	1 資格審査.....	1
	2 事業提案審査.....	1
IV	審査の流れ.....	2
V	審査項目.....	3
	1 資格審査の項目.....	3
	2 事業提案審査の項目.....	5
VI	定量化審査における得点化の方法.....	9
	1 サービス購入料に関する事項（600.00 点満点）	9
	2 事業の全体計画に関する事項（15.00 点満点）	9
	3 事業運営に関する事項（55.00 点満点）	10
	4 設計・建設及び施設能力に関する事項（130.00 点満点）	16
VII	審査会の役割.....	24
	<参考>定量化審査における評価項目・評価基準と対応様式等.....	25

（本資料の位置付け）

本資料は、神奈川県立がんセンター特定事業の入札公告にあたり、神奈川県PFI事業者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見を踏まえて、審査項目や評価方法等を定め、これを公表するものである。

神奈川県立がんセンター特定事業 落札者決定基準

I 基本的な考え方

神奈川県立がんセンターは、都道府県がん診療連携拠点病院であり、県内における地域がん診療拠点病院の中核として県のがん医療の均てん化、推進に取り組む極めて重要な施設である。がんに関心患者やその家族に対する支援、がん医療に携わる人材の育成等に取り組み、全県的ながん対策の推進に寄与するため、高度で心あたたかい医療を滞りなく円滑に提供できるよう、常に適切かつ安定した施設運営がなされる必要がある。

したがって、本件事業においては、応募者からの提案内容について、価格面のみならず、SPCの組織運営体制が適切であるか、多岐にわたる業務を効率的に運営するためのマネジメントが十分に検討されているか、また、患者や病院スタッフの利便性・快適性の向上について優れた提案となっているかどうか等、がんセンターがその総体として持つ能力を最大限発揮し、最高のパフォーマンスを発揮できるように、がんセンタースタッフが医療サービスに集中できる業務環境を提供するための「事業の内容」に重点を置いて評価する。

また、世界的に悪化する自然環境に関し、病院という公共施設においてもその活動から発生する二酸化炭素などの排出を抑制し、積極的に環境負荷低減に向けた取り組みを行う必要がある。

したがって、提案審査にあたっては、環境負荷低減など環境への配慮の創意工夫についても評価したいと考えている。

II 審査方式（事業者選定方法）

上記のように、本件事業を実施する事業者の選定においては、価格面のみならず事業の安全性やマネジメント能力等の事業内容や環境配慮など、様々な視点から応募者の提案を評価する必要がある。また、事業者の選定過程において、十分な競争性、透明性及び公正・公平性が求められることから、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する。

III 審査の枠組み

審査は、「資格審査」と「事業提案審査」の2段階に分けて実施する。

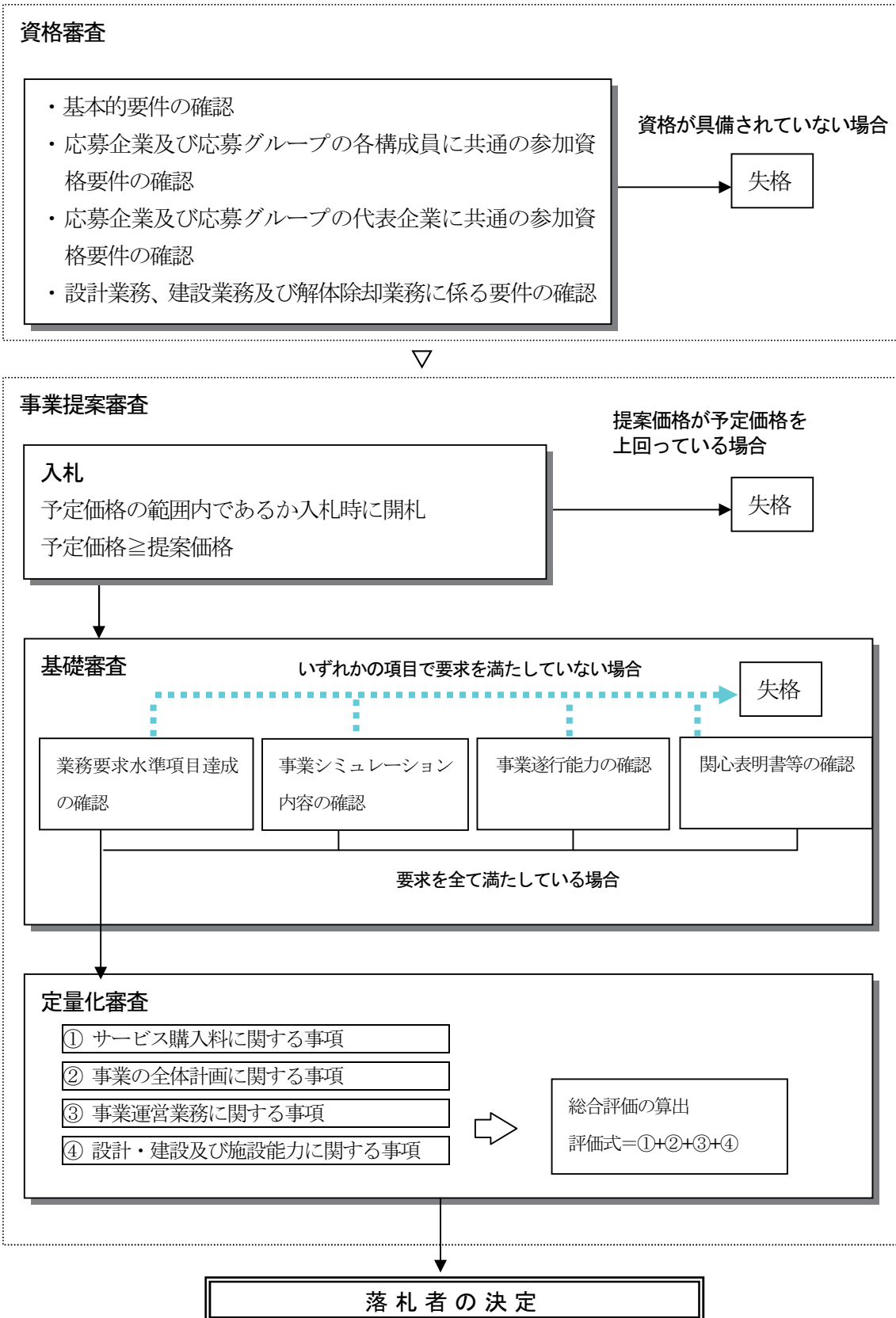
1 資格審査

資格審査では、応募者の参加資格要件、業務担当者の法的要件等について確認する。

2 事業提案審査

事業提案審査では、「入札」、「基礎審査」及び「定量化審査」の3段階を経て、優秀提案を選定し、落札者を決定する。

IV 審査の流れ



V 審査項目

1 資格審査の項目

(1) 基本的要件

ア 本件事業に係る業務に携わることを予定する単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

イ 本件事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業（協力企業とは、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、PFI事業者から本件事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。）の企業名及び携わる業務等が明らかとなっていること。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業のうちの一者が、本件事業に係る業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務は業務範囲を明確にした上で応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えない。

ウ 応募企業及び応募グループの各構成員のいずれかの企業が、他の応募グループの一員となっていないこと。

ただし、維持管理・運営業務及びその他業務のうち、業者数が限定され、重複せざるを得ないものなど特殊な業務については、応募グループの構成員となった企業が同時に他の応募グループの協力企業又は再委託先となることは可能である。

(2) 応募企業及び応募グループの各構成員に共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 県の指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 入札参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）において、債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定がなされていない者であること。

エ 確認基準日において、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 確認基準日前2年以内に、銀行取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てを行った者が、更生計画の開始決定又は再生計画の開始決定を受けた後、再度の競争入札参加資格申請を行い、競争入札参加資格の再認定を受けたときを除く。

カ 病院事業庁が本件事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託するアドバイザー契約を締結している企業又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

(ア) アドバイザリー業務に関与している者の発行済み株式数の50%を超える株式を

有している者又はその出資総額の50%を越える出資をしている者

- (イ) 当該入札参加者の代表権を有する役員がアドバイザー業務に関与している者の代表権を有する役員を兼ねている者

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与している者とは、(株)三菱総合研究所、KPMGヘルスケアジャパン(株)、(株)伊藤喜三郎建築研究所及び渥美総合法律事務所・外国法共同事業をいう。

(3) 応募企業及び応募グループの代表企業に共通の参加資格要件

応募者及び応募グループの代表者は、神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者及びその営業を継承したと認められた者であること。

(4) 設計業務、建設業務及び解体除却業務に係る要件

設計業務、建設業務及び解体除却業務を実際に担当する者（応募グループの構成員であるか協力企業であるかは問わない。ただし、協力企業の場合は、当該企業が(2)のカの要件を満たすこと。）は、以下の要件を満たしていなければならない。

ア 設計業務を担当する者及び建設業務を担当する者は以下の実績を有する者であること。

(ア) 300床以上の病床数を有する病院の設計及び建設

(イ) 免震構造の建築物の設計及び建設

イ 設計業務を担当する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ 建設業務を担当する者は、次の要件を満たしていること。ただし、複数者で施工する場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 入札の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、土木一式工事及び建築一式工事に係る建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けた者であること。

ただし、複数者で施工する場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。

エ 解体除却工事を担当する者は、次の要件を満たしていること。

(ア) 土木一式工事、建築一式工事、又はとび・土工・コンクリート工事の資格を有し、かつ、施工可能な特殊工事として解体を競争入札参加資格者名簿に登録していること。

(イ) 入札日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、土木一式工事、建築一式工事、又はとび・土工・コンクリート工事に関わる建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けた者であること。

上記の項目をすべて満たしている者が、事業提案審査対象者となる。上記項目のうち一つでも条件を満たしていない場合は、失格となる。

2 事業提案審査の項目

(1) 入札

応募者の提案価格（20年間を通じたサービス購入料の総額）が、病院事業庁の設定する予定価格の範囲内であるかを入札時に開札する。

ア 提案価格が予定価格の範囲内である応募者 ⇒ 基礎審査へ

イ 提案価格が予定価格を上回っている応募者 ⇒ 失格

※ 入札執行回数は1回とする。

(2) 基礎審査

応募者の提案内容が、病院事業庁が求める要件をすべて満たしていることを確認する。

次のいずれかの場合は失格となる。

- ・ 病院事業庁が求める業務要求水準を満たしていない場合
- ・ 事業シミュレーションの内容が病院事業庁の求める要件を満たしていない場合
- ・ 事業遂行能力が病院事業庁の求める要件を満たしていない場合
- ・ 金融機関からの資金調達を前提に事業提案する場合で、金融機関からの関心表明書を添付していない場合

ア 業務要求水準項目達成の確認

<評価方法>

病院事業庁が要求する業務要求水準を満たしているかについて、応募者から提出された「業務提案書」の内容を、「神奈川県立がんセンター特定事業業務要求水準書」に基づき確認する。

応募者の提案内容が病院事業庁の要求する業務要求水準を満たしていない場合は、失格となる。

<確認項目>

- (ア) 病院運営関係
- (イ) 新病院建設関係
- (ウ) 施設に係る要求水準

イ 事業シミュレーション内容の確認

<評価方法>

応募者から提案された提案価格について、下記の前提条件が正確に反映されているかを確認する。

当該前提条件が正確に反映されていない場合は、失格となる。

<確認項目>

確認項目及び内容は以下のとおり。

確認項目	内容
前提条件の反映に関する確認	物価変動率を見込まないで計算しているか。
	入札説明書で指定した基準金利を用いているか。
算出方法の確認	支払利息の計算方法が適正か。
	業務要求水準書を踏まえ、業務ごとに見積もった費用と合致しているか。

ウ 事業遂行能力の確認

<視点>

(ア) 資力

事業を行うにあたっての資金確保は可能か。

(イ) 信用力

事業を計画どおりに遂行し得る財政力があるか。

(ロ) 債務返済能力

返済不能となる危険性はないか。

(ハ) 代替信用補完措置

現状、上記ア～ウのいずれかにおいて一定の基準を満たしていない場合※、代替信用補完措置を付しているか。

※ 具体的には、次ページの評価基準に照らし、いずれかの評価項目、評価指標で「代替信用補完措置が必要となる場合」に該当している場合である。

<評価対象>

(ア) 応募企業及び応募グループ代表者

(イ) 応募グループ構成員のうち、特別目的会社への出資、劣後融資又はその双方を行う企業

<評価方法>

次の評価項目により事業遂行能力を確認する。

なお、明らかに事業遂行能力に不安があり（各評価項目に対応した指標が一定の基準（適格基準）に達していない場合）、かつ代替信用補完措置も提案されていない場合は、失格となる。

<評価基準>

次の評価基準に基づき審査を行なう。

評価項目	指 標	評 価 内 容
資 力	EBITDA …………… 総キャッシュフロー ……………	○ 提案事業に必要な資金が既存の事業活動の中で生み出されているか。 (代替信用補完措置が必要となる場合) ・ EBITDA が 3 期連続でマイナス値の場合 ・ 総キャッシュフローが 3 期連続でマイナス値の場合
信 用 力	税引後当期利益 ……… 自己資本金 ……………	○ 信用力が認められる財務状態となっているか。 (代替信用補完措置が必要となる場合) ・ 税引後当期利益が 3 期連続で赤字の場合 ・ 直近 3 期のうち 2 期以上が債務超過にある場合
債務返済能力	インデット・カバレッジ・レシオ ……	○ 既存の事業活動に見合った借入となっているか。 (代替信用補完措置が必要となる場合) ・ インデット・カバレッジ・レシオの最近期の値が 1.0 未満の場合
代替信用補完措置	個々の補完措置毎に判断	○ 代替信用補完措置が必要となる出資者がいる場合、その役割に応じた代替信用補完措置を付しているか。

<評価指標>

評価項目	評価に用いる指標 ^{※1}	算 出 根 拠
資 力	EBITDA	経常利益＋支払利息＋減価償却費
	総キャッシュフロー	営業活動によるキャッシュフロー＋投資活動によるキャッシュフロー＋財務活動によるキャッシュフロー
信 用 力	税引後当期利益	税引後当期利益
	自己資本金	資本の部合計
債務返済能力	インデット・カバレッジ・レシオ	(営業利益＋受取利息＋配当金) / 支払利息

※1 評価指標としては、単体の財務諸表を使用する。

エ 関心表明書等の確認

応募者の提案内容が、金融機関からの資金調達を前提に計画されている場合には、資金調達を予定している金融機関からの関心表明書又は融資確約書が添付されていることを確認する。

(3) 定量化審査

<評価項目と配点>

審査区分	評価項目	配点	配点
①サービス購入料に関する事項	ア サービス購入料の総額	600.00点	600.00点
②事業の全体計画に関する事項	ア 病院事業庁とのパートナーシップの構築 イ 安定的な事業遂行 ウ 的確なリスク対応	5.00点 5.00点 5.00点	15.00点
③事業運営に関する事項	ア 統括マネジメント業務 イ メディカルアシスタント業務 ウ 物流管理運営業務 エ 検体検査業務 オ 患者給食提供業務 カ その他業務の接遇 キ 利便施設運営業務 ク 災害等トラブル発生時の対応 ケ 患者の安全性向上 コ その他病院運営関係における優れた提案	10.00点 10.00点 10.00点 2.00点 5.00点 2.00点 4.00点 2.00点 5.00点 5.00点	55.00点
④設計・建設及び施設建設に関する事項	ア 建設期間中における近隣への配慮 イ 開業準備業務 ウ 施設の配置計画及び動線計画 エ 利便性・快適性・安全性の向上 オ 周辺環境との調和 カ 成長と変化及びメンテナンス性 キ 環境への配慮 ク 光熱水費の削減 ケ その他設計・建設及び施設能力に関する工夫	10.00点 5.00点 40.00点 20.00点 5.00点 15.00点 10.00点 15.00点 10.00点	130.00点
合 計			800.00点

<評価式>

総合得点＝①の得点＋②の得点＋③の得点＋④の得点

VI 定量化審査における得点化の方法

1 サービス購入料に関する事項 (600.00 点満点)

サービス購入料の総額が最も低いもの(第1位)を満点とし、次順位以下は次の計算例のとおりサービス購入料の総額の比率で減点する。なお、得点は小数点以下第3位を四捨五入する。

(計算方法)

$$\text{得点} = 600.00 \text{ 点} \times \frac{\text{最低入札金額}}{\text{当該応募者の提示する入札金額}}$$

(計算例)

区分	A社	B社	C社
金額	620 億円	600 億円	650 億円
得点	580.65 点 600.00 点 × (600/620)	600.00 点	553.85 点 600.00 点 × (600/650)

※ 上記金額は、あくまでも算定例です。

2 事業の全体計画に関する事項 (15.00 点満点)

応募者の提案を次の4つの項目ごとに評価し、その内容に応じて加点します。

(1) 病院事業庁とのパートナーシップの構築 (5.00 点満点)

病院事業庁とのパートナーシップを構築する上で以下の視点を踏まえた工夫を5項目以上提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。(評価の視点ア～イについてそれぞれ最低2つは提案すること。)得点は1項目ごとに1.0点とし、最大5項目まで加点の対象とする。

<評価基準>

ア 病院事業庁とSPC、SPCと各構成員・協力企業、各企業間がミッションを共有する仕組み

イ サービスの向上(病院事業庁への寄与)と構成員・協力企業のモチベーション向上とを両立していく仕組み

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	5項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	5.00 点	3.00 点 3項目 × 1.0	0.00 点

(2) 安定的な事業遂行 (5.00 点満点)

長期的視点に立ち事業全体を安定的に継続していくための工夫について、以下の視点を参考に提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。

<評価基準>

- ア SPCの資金不足に対して確実性の高い予備費（追加出資、内部留保積立等）が確保されているか。
- イ SPCの経営への影響が少ない予備費（追加出資、内部留保積立等）の調達手法であるか。

(段階評価の方法) (5.00 点 5段階評価)

評 価 内 容		点 数 化 の 方 法
A	当該項目に関して特に優れている	当該項目の配点 × 100%
B	AとCの中間程度	当該項目の配点 × 75%
C	当該項目について優れている	当該項目の配点 × 50%
D	CとEの中間程度	当該項目の配点 × 25%
E	当該項目について優れているとはいえない	当該項目の配点 × 0%

(3) 的確なリスク対応 (5.00 点満点)

本事業において想定される各種リスクに対する効果的な管理方策について、以下の視点を参考に提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。

<評価基準>

- ア 本事業において想定される各種リスクについて詳細に分析し、具体的な対応策が検討されているか。
- イ リスク分担に対応した保険が付保されているか。

(段階評価の方法) (5.00 点 3段階評価)

評 価 内 容		点 数 化 の 方 法
A	当該項目に関して特に優れている	当該項目の配点 × 100%
B	当該項目について優れている	当該項目の配点 × 50%
C	当該項目について優れているとはいえない	当該項目の配点 × 0%

3 事業運営に関する事項 (55.00 点満点)

応募者の提案を、次の10個の項目ごとに評価し、内容に応じて加点する。

(1) 統括マネジメント業務 (10.00 点満点)

統括マネジメント業務を遂行する上で以下の視点を踏まえた工夫を 10 項目以上提案

し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。
 (評価の視点ア～エについてそれぞれ最低1つは提案すること。) 得点は1項目ごとに1.00点とし、最大10項目まで加点の対象とする。

<評価の視点>

- ア 情報共有(収集と伝達)の仕組み
- イ 迅速な対応の仕組み
- ウ 業務の隙間を埋める仕組みと業務再編の仕組み
- エ 継続的に日常業務が円滑に進む仕組み

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	10項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	10.00点	3.00点 3項目×1.00	0.00点

(2) メディカルアシスタント業務(10.00点満点)

メディカルアシスタント業務を遂行する上で以下の視点を踏まえた工夫を10項目以上提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。(評価の視点ア～オについてそれぞれ最低1つは提案すること。) 得点は1項目ごとに1.00点とし、最大10項目まで加点の対象とする。

<評価の視点>

- ア 外来患者の会計、初診受付及びセカンドオピニオン受付における待ち時間緩和対策
 (現在のがんセンターでは、会計受付において月初の保険証確認に伴う待ち時間が発生し、初診及びセカンドオピニオン受付については午前中に患者が集中し待ち時間が発生するなどの課題がある。)
- イ 患者接遇、クレーム対応
- ウ 診療報酬請求漏れ・査定減・返戻対策
- エ 周辺作業及び周辺事務それぞれの人員配置の工夫(有資格者の配置等)
- オ 他業務との連携

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	10項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	10.00点	3.00点 3項目×1.0	0.00点

(3) 物流管理運営業務 (10.00 点満点)

物流管理運営業務を遂行する上での工夫を物流管理運営業務の各分野ごとに以下に示した評価の視点を踏まえて提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は1提案ごとに0.50点とし、最大20項目まで加点の対象とする。

＜評価の視点＞

- ア 欠品の防止のための定数管理の方法、定数の設定方法
- イ デッドストックの低減方策
- ウ 人員配置の工夫 (有資格者の配置等)
- エ 他業務との連携

＜評価の分野と視点＞

物流管理運営業務における分野	各分野の視点	最低必要提案数
SPD (薬剤・診療材料・消耗品・郵便物等)	ア イ ウ エ	4 提案
リネン・ユニフォーム管理	ウ エ	2 提案
ME機器管理	ウ エ	2 提案
滅菌消毒管理	ア イ ウ エ	4 提案
合 計		12 提案以上

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	20項目を満たしている	6項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	10.00点	3.00点 6項目×0.50	0.00点

(4) 検体検査業務 (2.00 点満点)

検体検査業務の至急検査 (腫瘍マーカーを除く。)において、検体の事業者への到着から結果報告までの検査に要する時間について業務要求水準書に提示した時間を短縮できる提案に対して加点する。

検査の精度や安全性を確保した上で、検査に要する時間の短縮のための手法等が具体的に、かつ実現可能性が高いと判断した場合に以下の基準で加点する。

<加点基準>

検査に要する時間	得点
30分未満	2.00点
30分以上で40分未満	1.00点
40分以上で60分未満	0.00点

(計算例)

区分	A社	B社	C社
提案時間	25分	35分	45分
得点	2.00点	1.00点	0.00点

(5) 患者給食提供業務 (5.00点満点)

患者給食提供業務を遂行する上で、以下の2項目について評価し、優れた提案に対して加点する。

ア 患者満足度向上に対する工夫 (4.00点)

患者給食提供業務において、以下の視点を参考に患者満足度向上に対する工夫を8項目以上提案し、その目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は1提案ごとに0.50点とし、最大8項目まで加点の対象とする。

<評価の視点>

- (ア) 選択食と献立表
- (イ) おいしく食べるための工夫 (見た目、温度、食器等)
- (ウ) 安全で安心な食材

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	8項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	4.00点	1.50点 3項目×0.50	0.00点

イ 患者給食のオーダー入力の締切時間の延長 (1.00点)

患者給食の朝食及び夕食におけるオーダーの締切時間を業務要求水準書に提示した締切時間以降に変更できる場合は以下の基準により加点する。

<評価基準>

オーダー締切時間		得点
朝食	前日 18 時 00 分以降	0.50 点
	前日 16 時 00 分から 17 時 59 分まで	0.00 点
夕食	15 時 30 分以降	0.50 点
	14 時 00 分から 15 時 29 分まで	0.00 点

(計算例)

区分		A社		B社		C社	
評価項目	朝食	前日 18 時 15 分	○	前日 18 時 15 分	○	前日 17 時 15 分	×
	夕食	15 時 35 分	○	15 時 00 分	×	14 時 30 分	×
得点		1.00 点		0.5 点		0.00 点	

(6) その他業務の接遇 (2.00 点満点)

以下の業務を遂行する上で、患者満足度向上のための工夫を5項目以上提案し、その目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は1項目ごとに0.40点とし、最大5項目まで加点の対象とする。

<評価対象業務>

- ア 清掃・廃棄物処理業務
- イ 植栽・外構清掃業務
- ウ 保安警備業務
- エ 電話交換・館内放送業務

※ 上記の業務においては、その接遇や清潔感が特に重要と考えているため、加点項目としている。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	5項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	2.00 点	1.20 点 3項目×0.40	0.00 点

(7) 利便施設運営業務 (4.00 点満点)

ア 利便施設運営業務に対する工夫 (2.00 点)

利便施設運営業務を遂行する上で、患者やがんセンタースタッフなど、利用者の利便性や満足度向上のための工夫を5項目以上提案し、その目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は1項目ごとに0.40点とし、

最大5項目まで加点の対象とする。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	5項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	2.00点	1.20点 3項目×0.40	0.00点

イ 利便施設に係る施設使用料 (2.00点満点)

利便施設に係る施設使用料に関して、利便施設運営業務に係る当該事業年度の売上に対する割合が最も高い提案(第1位)を満点とし、次順位以下は次の計算例のとおり売上げに対する割合の比率で減点する。なお、得点は小数点以下第3位を四捨五入する。

(計算方法)

$$\text{得点} = 2.00 \text{ 点} \times \frac{\text{応募者の提示した使用料率} - 3.00\%}{\text{提案された中で最高の使用料率} - 3.00\%}$$

(計算例)

区分	A社	B社	C社
使用料率	8.00%	5.30%	3.10%
得点	2.00点	0.92点 (5.3%-3.0%) / (8.0%-3.0%) × 2.00点	0.04点 (3.1%-3.0%) / (8.0%-3.0%) × 2.00点

※ 上記割合は、あくまでも算定例です。

(8) 災害等トラブル発生時の対応 (2.00点満点)

病院運営関係における各業務を遂行する上で、災害等トラブル発生時の対応についての工夫を5項目以上提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は1項目ごとに0.40点とし、最大5項目まで加点の対象とする。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	5項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	2.00点	1.20点 3項目×0.40	0.00点

(9) 患者の安全性向上 (5.00 点満点)

病院運営関係における各業務を遂行する上で、以下の視点を踏まえた工夫を 10 項目以上提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。(評価の視点ア～オについてそれぞれ最低 1 つは提案すること。) 得点は 1 項目ごとに 0.50 点とし、最大 10 項目まで加点の対象とする。

<評価の視点>

- ア 感染防止
- イ 食中毒防止
- ウ 検体取り違い防止
- エ 防犯
- オ 個人情報保護

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	10 項目を満たしている	3 項目を満たしている	1 項目も満たしていない
得点	5.00 点	1.50 点 3 項目×0.50	0.00 点

(10) その他病院運営関係における優れた提案 (5.00 点満点)

病院運営関係の業務を遂行する上で、上記の (1) ~ (9) のいずれの評価項目にもあてはまらないが、患者や病院事業庁にとって有益な工夫を 10 項目以上提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は 1 項目ごとに 0.50 点とし、最大 10 項目まで加点の対象とする。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	10 項目を満たしている	3 項目を満たしている	1 項目も満たしていない
得点	5.00 点	1.50 点 3 項目×0.50	0.00 点

4 設計・建設及び施設能力に関する事項 (130.00 点満点)

応募者の提案を、次の 9 つの項目ごとに評価し、内容に応じて加点する。

(1) 建設期間中における近隣への配慮 (10.00 点満点)

建設期間中における近隣対策について、以下の視点を踏まえた工夫を 10 項目以上提案

し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。
 (評価の視点ア～エについてそれぞれ最低1つは提案すること。) 得点は1項目ごとに1.00点とし、最大10項目まで加点の対象とする。

<評価の視点>

- ア 騒音、振動、粉塵等に対する配慮及びイメージアップ対策
- イ 交通安全対策及び交通渋滞対策
- ウ 工事説明等の近隣対応
- エ 旧がんセンター解体除却の工法等

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	10項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	10.00点	3.00点 3項目×1.00	0.00点

(2) 開業準備業務 (5.00点満点)

新病院への移転開業後に円滑に混乱することなく旧がんセンターから継続して医療行為が実施できるようにするための工夫について、以下の視点を踏まえた工夫を10項目以上提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。(評価の視点ア～オについてそれぞれ最低1つは提案すること。) 得点は1項目ごとに0.50点とし、最大10項目まで加点の対象とする。

<評価の視点>

- ア がんセンタースタッフに対するリハーサル及びトレーニング
- イ 病院事業庁が整備する病院情報システムのベンダーとの調整
- ウ 病院事業庁が開業直前に実施する旧がんセンターからの移転業務(患者等)との調整
- エ 病院事業庁が実施する旧がんセンターで使用していた医療機器の移転及び据付の工事の工程との調整
- オ 病院事業庁が調達する医療機器の納品及び据付の工事の工程との調整

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	10項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	5.00点	1.50点 3項目×0.50	0.00点

(3) 施設の配置計画及び動線計画 (40.00 点満点)

新病院の配置計画及び動線計画において、以下の視点を踏まえた工夫を評価の視点ごとに配点の数以上提案し、目的、手法、効果等が図面等で具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は各評価の視点について1項目ごとに1.00点とし、最大配点の数の項目まで加点の対象とする。

＜評価の視点＞

- ア 病院全体計画において部門間の連携は適切で、患者とがんセンタースタッフの動線について短縮化・効率化が図られていること
- イ 外来部門の諸室は効率よく配置され、動線の明確化、短縮化が実現されていること
- ウ 病棟の諸室は効率的に配置され、動線の明確化、短縮化が実現されていること
- エ 中央診療部門の諸室は効率的に配置され、動線の明確化、短縮化が実現されていること
- オ 供給各部門は効率的に配置され、昇降機、搬送設備との位置関係が適切であること
- カ 管理部門・研究所の諸室は効率的に配置され、動線の明確化、短縮化が実現されていること

(計算例)

区分	配点	A社		B社		C社	
		評価項目	評点	評価項目	評点	評価項目	評点
評価の視点ア	7点	7項目を満たしている	7点	3項目を満たしている	3点	1項目も満たしていない	0点
評価の視点イ	7点	7項目を満たしている	7点	3項目を満たしている	3点	1項目も満たしていない	0点
評価の視点ウ	5点	5項目を満たしている	5点	2項目を満たしている	2点	1項目も満たしていない	0点
評価の視点エ	8点	8項目を満たしている	8点	4項目を満たしている	4点	1項目も満たしていない	0点
評価の視点オ	8点	8項目を満たしている	8点	4項目を満たしている	4点	1項目も満たしていない	0点
評価の視点カ	5点	5項目を満たしている	5点	2項目を満たしている	2点	1項目も満たしていない	0点
得点	40点	7+7+5+8+8+5	40点	3+3+2+4+4+2	18点	0+0+0+0+0+0	0点

(4) 利便性・快適性・安全性の向上 (20.00 点満点)

ア 患者及び病院スタッフの利便性・快適性・安全性向上 (10.00 点満点)

新病院の施設計画において、以下の視点を踏まえた工夫を10項目以上提案し、目的、手法、効果等が図面等で具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。

得点は1項目ごとに1.00点とし、最大10項目まで加点の対象とする。

<評価の視点>

- (ア) 入院患者の療養環境の向上、プライバシーへの配慮（病棟及び病室等）
- (イ) 外来患者の利便性、療養環境の向上（診察室及び待合室等外来部門）
- (ウ) 患者に閉塞感・退屈感を与えない工夫（外来化学療法室等）
- (エ) がんセンタースタッフの快適性向上（スタッフステーション及び休憩室等）

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	10項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	10.00点	3.00点 3項目×1.00	0.00点

イ 病院利用者のアプローチに関する利便性向上 (5.00点満点)

新病院の施設計画において、病院利用者のアプローチに関する利便性向上の工夫を5項目以上提案し、目的、手法、効果等が図面等で具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は1項目ごとに1.00点とし、最大5項目まで加点の対象とする。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	5項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	5.00点	3.00点 3項目×1.00	0.00点

ウ ふさわしいインテリア・アート計画 (5.00点満点)

新病院の施設計画において、病院全体及び各部門の特徴を踏まえたインテリア・アート計画に関する工夫を5項目以上提案し、目的、手法、効果等が図面等で具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は1項目ごとに1.00点とし、最大5項目まで加点の対象とする。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	5項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	5.00点	3.00点 3項目×1.00	0.00点

(5) 周辺環境との調和 (5.00 点満点)

ア 施設の周辺環境への配慮 (2.00 点満点)

新病院の施設計画において、完成後の施設が備える周辺環境への配慮の工夫について提案し、優れた提案に対して加点する。加点は3段階評価で加点する。

(段階評価の方法) (2.00 点 3段階評価)

評 価 内 容		点数化の方法
A	当該項目に関して特に優れている	当該項目の配点 × 100%
B	当該項目について優れている	当該項目の配点 × 50%
C	当該項目について優れているとはいえない	当該項目の配点 × 0%

イ ふさわしい外観 (3.00 点満点)

新病院の施設計画において、公立病院としてふさわしく、周辺環境と調和しているなど施設の外観で工夫した点や意匠決定に関する考え方について提案し、優れた提案に対して加点する。加点は3段階評価で加点する。

(段階評価の方法) (3.00 点 3段階評価)

評 価 内 容		点数化の方法
A	当該項目に関して特に優れている	当該項目の配点 × 100%
B	当該項目について優れている	当該項目の配点 × 50%
C	当該項目について優れているとはいえない	当該項目の配点 × 0%

(6) 成長と変化及びメンテナンス性 (15.00 点満点)

ア 外来化学療法室の増床可能性 (3.00 点満点)

将来的に増床が必要となる可能性が高い外来化学療法室について、施設計画において増床可能なベッド数を提案し、実現可能で優れた提案に対して増床可能なベッド数に応じて以下の計算方法に従い加点する。(外来化学療法室内のリラックススペースは使用しないものとし、当初提案で示された各ベッド当たりの面積等は変更しないものとする。)

<計算方法>

増床可能なベッド数 × 0.12 点 (ただし、加算の上限は25床までとする。)

(計算例)

区分	A社	B社	C社
提案増床数	25床	18床	10床
得点	3.00点	2.16点	1.20点

イ 将来の拡張性・可変性の高い建築上の工夫 (6.00 点満点)

新病院の施設計画において、将来の医療環境の変化に対応して拡張性・可変性を高める工夫について6項目以上提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は1項目ごとに1.00点とし、最大6項目まで加点の対象とする。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	6項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	6.00点	3.00点 3項目×1.00	0.00点

ウ メンテナンスが容易な建築上の工夫 (6.00 点満点)

新病院の施設計画において、病院機能に影響を与えない機器更新及びメンテナンスを実現するための工夫について6項目以上提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は1項目ごとに1.00点とし、最大6項目まで加点の対象とする。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	6項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	6.00点	3.00点 3項目×1.00	0.00点

(7) 環境への配慮 (10.00 点満点)

ア 環境負荷低減に対する工夫 (5.00 点満点)

横浜市建築物環境配慮制度による CASBEE 横浜 (2009 年度版) の建築物環境性能効率 (BEE 値) 1.5 を基準値とし、最大の提案 (第1位) を満点、次順位以下を次の計算例のとおり BEE 値の比率で減点する。なお、得点については小数点以下第3位を四捨五入する。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	BEE 値=2.5	BEE 値=2.0	BEE 値=1.6
得点	5.00点	2.50点 ※1	0.50点 ※2

※1 B社の得点 $5.00 \text{ 点} \times (2.0 \text{ (BEE 値)} - 1.5) / (2.5 - 1.5) = 2.50 \text{ 点}$

※2 C社の得点 $5.00 \text{ 点} \times (1.6 \text{ (BEE 値)} - 1.5) / (2.5 - 1.5) = 0.50 \text{ 点}$

※ 上記割合は、あくまでも算定例です。

イ 二酸化炭素排出量削減の工夫 (5.00 点満点)

年間の二酸化炭素排出量 8,000t-CO₂/年を基準値とし、排出量最小の提案 (第1位) を満点、次順位以下を次の計算例のとおり排出量の比率で減点する。ただし、各提案の基準値を上回っている提案については加点しない。また、得点については小数点以下第3位を四捨五入する。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
提案年間排出量	7,000t-CO ₂ /年	7,500t-CO ₂ /年	8,500t-CO ₂ /年
得点	5.00 点	2.50 点 ※1	0.00 点 (基準値を上回ったため)

※1 B社の得点 $5.00 \text{ 点} \times (7,500\text{t-CO}_2/\text{年} - 8,000 \text{ t-CO}_2/\text{年}) / (7,000 \text{ t-CO}_2/\text{年} - 8,000 \text{ t-CO}_2/\text{年}) = 2.50 \text{ 点}$

※ 上記割合は、あくまでも算定例です。

(8) 光熱水費 (病院で使用する上下水道料金は除く) の削減 (15.00 点満点)

年間の光熱水費 20,000 万円を基準値とし、最小の提案 (第1位) を満点、次順位以下を次の計算例のとおり光熱水費の比率で減点する。ただし、各提案の光熱水費の基準値を上回っている提案については加点しない。また、得点については小数点以下第3位を四捨五入する。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
提案年間光熱水費	15,000 万円/年	18,000 万円/年	21,000 万円/年
得点	15.00 点	6.00 点 ※1	0.00 点 (基準値を上回ったため)

※1 B社の得点 $15.00 \text{ 点} \times (20,000 \text{ 万円/年} - 18,000 \text{ 万円/年}) / (20,000 \text{ 万円/年} - 15,000 \text{ 万円/年}) = 6.00 \text{ 点}$

※ 上記割合は、あくまでも算定例です。

(9) その他設計・建設及び施設能力に関する工夫 (10.00 点満点)

施設の設計・建設及び施設能力に関して、上記の (1) ~ (8) のいずれの評価項目

にもあてはまらないが、患者や病院事業庁にとって有益な工夫を10項目以上提案し、目的、手法、効果等が具体的に記載され、実現可能で優れた提案に対して加点する。得点は1項目ごとに1.00点とし、最大10項目まで加点の対象とする。

(計算例)

区分	A社	B社	C社
評価項目	10項目を満たしている	3項目を満たしている	1項目も満たしていない
得点	10.00点	3.00点 3項目×1.00	0.00点

＜優秀提案の選定＞

上記の方法に従って定量化審査を行い、次の考え方により優秀提案を選定します。

- ・ 評価に基づく各項目の得点の合計が最も高い提案を優秀提案とする。
- ・ 同点の場合は、以下の順位により、各項目の評価点に差が出るまで順次比較し、優劣を決定する。
 - ① サービス購入料に関する事項
 - ② 事業の全体計画に関する事項
 - ③ 事業運営に関する事項
 - ④ 設計・建設及び施設能力に関する事項
- ・ すべての項目を比較しても同点の場合は、くじ引きにより優秀提案を決定する。

Ⅶ 審査会の役割

審査に際しての審査会の役割は次のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 事業者選定方式の検討・意見表明2 落札者決定基準を検討・作成3 入札書類の審査、評価4 優秀提案者の選定5 神奈川県病院事業管理者への優秀提案者選出の報告 |
|---|

※ 審査会からの報告に基づき、神奈川県病院事業管理者が落札者を決定する。

＜参考＞定量化審査における評価項目・評価基準と対応様式等

審査区分	評価項目	配点	様式番号
事業の全体計画に関する事項	病院事業庁とのパートナーシップの構築	5	第01-1号様式
	安定的な事業遂行	5	第01-2号様式
	的確なリスク対応	5	第01-3号様式
事業運営に関する事項	統括マネジメント業務	10	第01-4号様式
	メディカルアシスタント業務	10	第01-5号様式
	物流管理運営業務	10	第01-6号様式
	検体検査業務	2	第01-7号様式
	患者給食提供業務	5	第01-8号様式
	その他業務の接遇	2	第01-9号様式
	利便施設運営業務	4	第01-10号様式
	災害等トラブル発生時の対応	2	第01-11号様式
	患者の安全性向上	5	第01-12号様式
	その他病院運営関係における優れた提案	5	第01-13号様式
設計・建設及び施設能力に関する事項	建設期間中における近隣への配慮	10	第01-14号様式
	開業準備業務	5	第01-15号様式
	施設の配置計画及び動線計画	40	第01-16号様式
	利便性・快適性・安全性の向上	20	第01-17号様式
	周辺環境との調和	5	第01-18号様式
	成長と変化及びメンテナンス性	15	第01-19号様式
	環境への配慮	10	第01-20号様式
	光熱水費の削減	15	第01-21号様式
	その他設計・建設及び施設能力に関する工夫	10	第01-22号様式
合計		200	—